

5. 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、37.5℃以上の発熱がある人
※ 検温は、接種を行う医療機関で行います。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ インフルエンザワクチンの予防接種によって、ショック（通常、接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていくという激しい全身反応です）を起こしたことがある人
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合
- ⑤ 予防接種で2日以内に発熱のみられた人又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人

6. 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他の慢性の病気で治療を受けている人
- ② 今までけいれんを起こしたことがある人
- ③ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーがあるといわれた人

7. 予防接種健康被害救済制度について

インフルエンザ予防接種を受けて、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度により医療費の支給、障害年金の支給等の救済制度があります。

ただし、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定したものに限りです。

●問い合わせ先

筑紫野市	(カミーリヤ)	TEL 9 2 0 - 8 6 1 1
春日市	(いきいきプラザ)	TEL 5 0 1 - 1 1 3 4
大野城市	(すこやか交流プラザ)	TEL 5 0 1 - 2 2 2 2
太宰府市	(保健センター)	TEL 9 2 8 - 2 0 0 0
那珂川市	(保健センター)	TEL 9 5 3 - 2 2 1 1